

第4章 誘導区域

1. 都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定

(1) 誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域・居住誘導区域について、市街地のグランドデザインの実現を基本としながら、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針（国土交通省 令和4年4月）に規定される基準等を踏まえ設定します。

① 都市再生特別措置法における誘導区域の基本的な考え方

《都市機能誘導区域》

- ・立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるように定めるものとする。（第81条第15項）

《居住誘導区域》

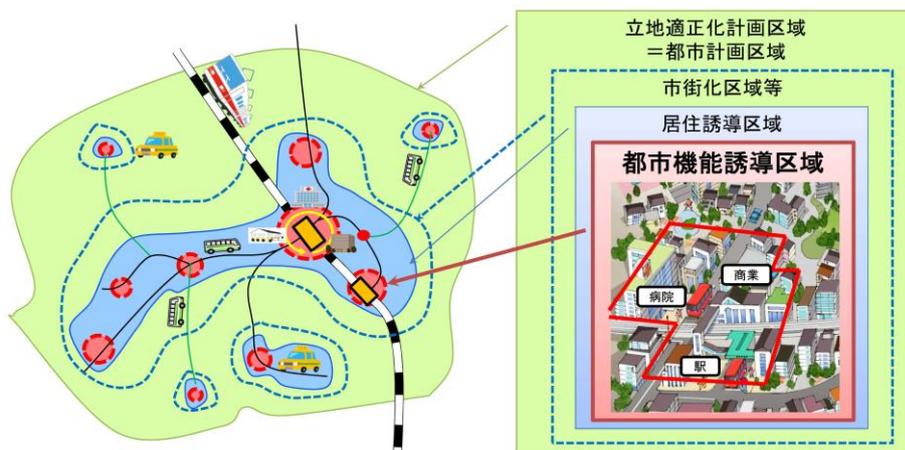
- ・立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとする。（第81条第14項）

② 都市計画運用指針における誘導区域設定の考え方

《都市機能誘導区域》

ア) 基本的な考え方

- ・一定の区域と誘導したい機能、区域内において講じられる支援措置を事前明示することにより生活サービス施設の誘導を図る区域
- ・原則として居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約することにより、生活サービス機能の効率的な提供が図られるよう設定すべき区域



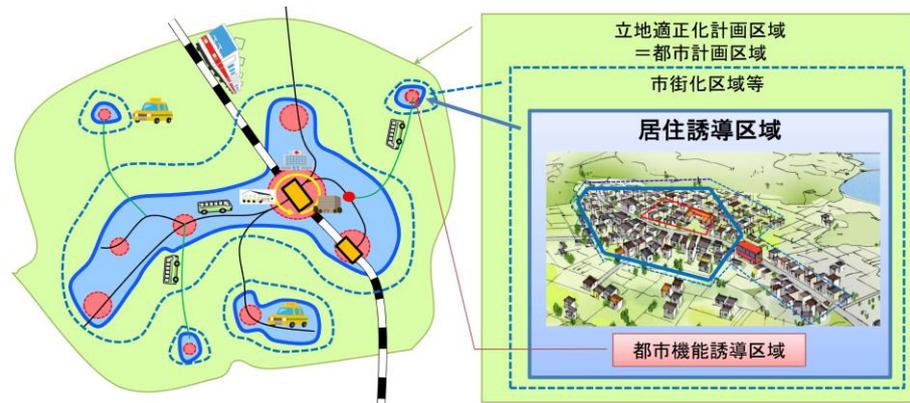
イ) 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

- ・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ・各拠点地区の中心となる駅、バス停留所や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

《居住誘導区域》

ア) 基本的な考え方

- ・人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
- ・都市全体における人口や土地利用、交通、災害リスクの現状及び見通しを勘案しつつ、区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定める区域



イ) 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

ウ) 居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ・建築基準法に規定する災害危険区域のうち住居の建築が禁止されている区域
- ・農用地区域又は農地若しくは採草放牧地の区域
- ・自然公園法の特別地域、森林法の保安林、自然環境保全法の原生自然環境保全地等
- ・地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域

エ) 原則として居住誘導区域に含まない区域

- ・津波災害特別警戒区域
- ・災害危険区域

オ) 災害リスク等を考慮して、居住を誘導することが適当でない判断される場合に、原則として居住誘導区域に含まない区域

- ・土砂災害警戒区域
- ・津波災害特別警戒区域
- ・水防法第 15 条第 1 項 4 号に規定する浸水想定区域

カ) 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行う区域

- ・用途地域のうち工業専用地域等、法令により住宅の建築が制限されている区域
- ・特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
- ・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空き地等が散在している区域であって人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- ・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空き地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

(2) 誘導区域の設定

誘導区域について、矢板地区、片岡地区の各市街地が目指すまちづくり（ランドデザイン）を念頭に、(1)に示す区域設定の条件を勘案し設定します。

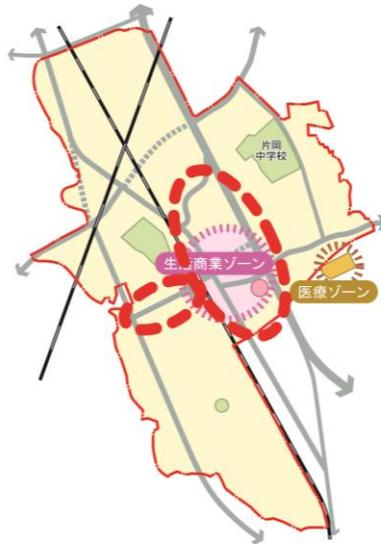
【地区別の都市機能誘導区域・居住誘導区域について】

	都市機能誘導区域	居住誘導区域
矢 板 地 区	<ul style="list-style-type: none"> 矢板地区のランドデザインにおいて矢板駅周辺の「街なか商業ゾーン」「生活商業ゾーン」「公共サービスゾーン」「交流ゾーン」を包含するエリア。 <ul style="list-style-type: none"> 用途地域では、矢板駅周辺の商業地域・近隣商業地域を中心に、市役所、矢板小学校、とちぎフットボールセンター等の主要な施設を含むエリア。 矢板駅を中心に都市機能が集積し、公共交通による利便性が確保されているエリア。(*) 上記のエリア設定により、駅周辺の歩行者の利便性が確保される範囲における都市機能集積を生かしながら、現状の機能維持とさらなる都市機能誘導を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 矢板地区の用途地域は、おおむね駅周辺の商業系用途地域とその周辺の住居系用途で構成されており、一部、鉄道沿いや用途混在エリアにおいて準工業地域が指定されているものの、基本的に居住の場としてのまちづくりを見据えたエリア設定とします。 居住を誘導するに適さないエリアとして、大規模な墓地となっている長峰墓苑、市街地南部における工業施設集積地（用途地域：工業地域）を除外します。

(次ページに続く)

片岡地区

- ・片岡地区のグランドデザインにおいて片岡駅周辺の「生活商業ゾーン」を包含するエリア。
- ・用途地域では、片岡駅周辺の近隣商業地域を中心に、駅と国道4号の各種施設を含むエリア。

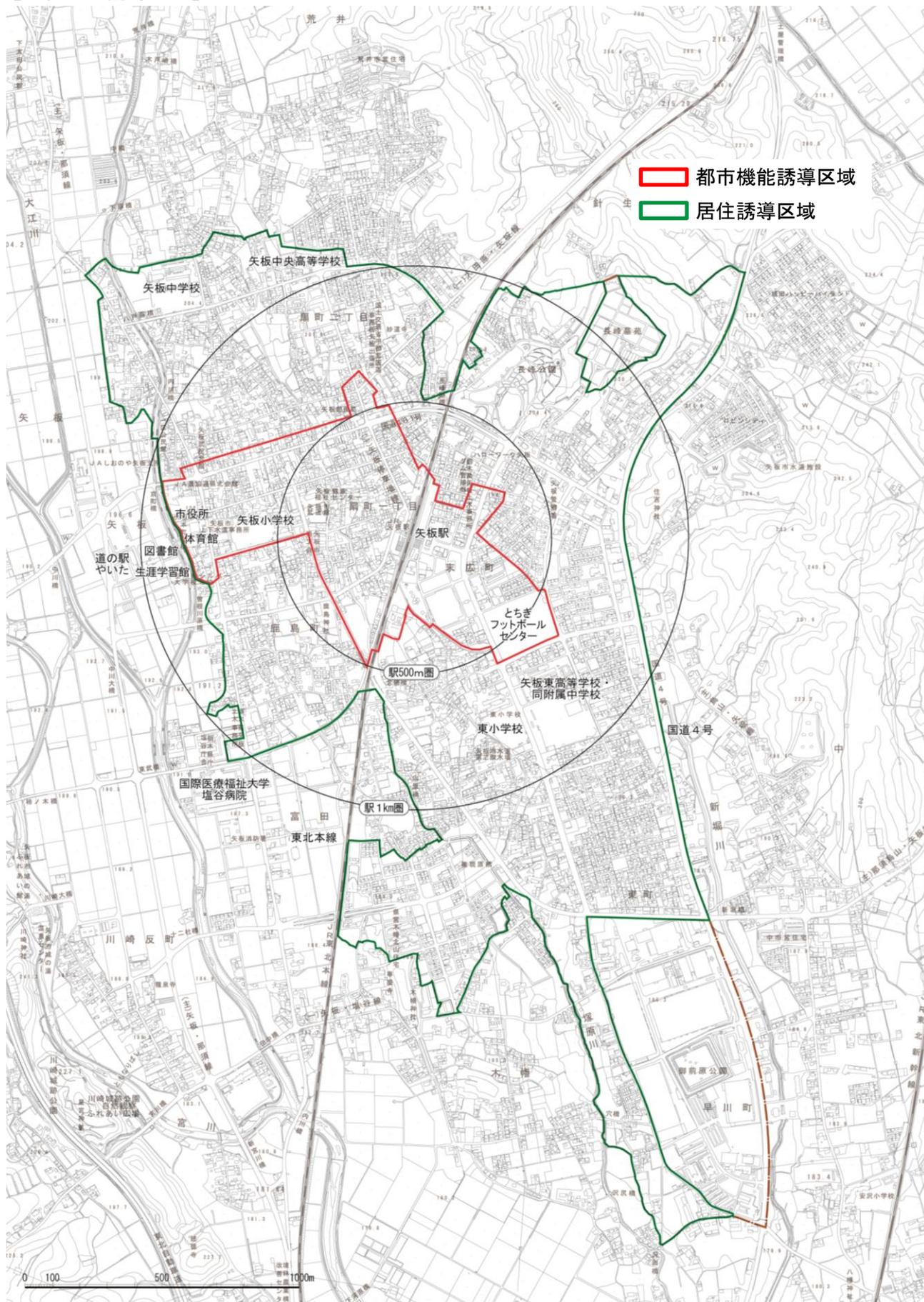


- ・片岡駅を中心に都市機能が集積し、公共交通による利便性が確保されているエリア。(*)
- ・上記のエリア設定により、現在の近隣商業機能を維持しながら、将来的に片岡駅や国道4号等の交通利便性を活かした都市機能誘導を図ります。

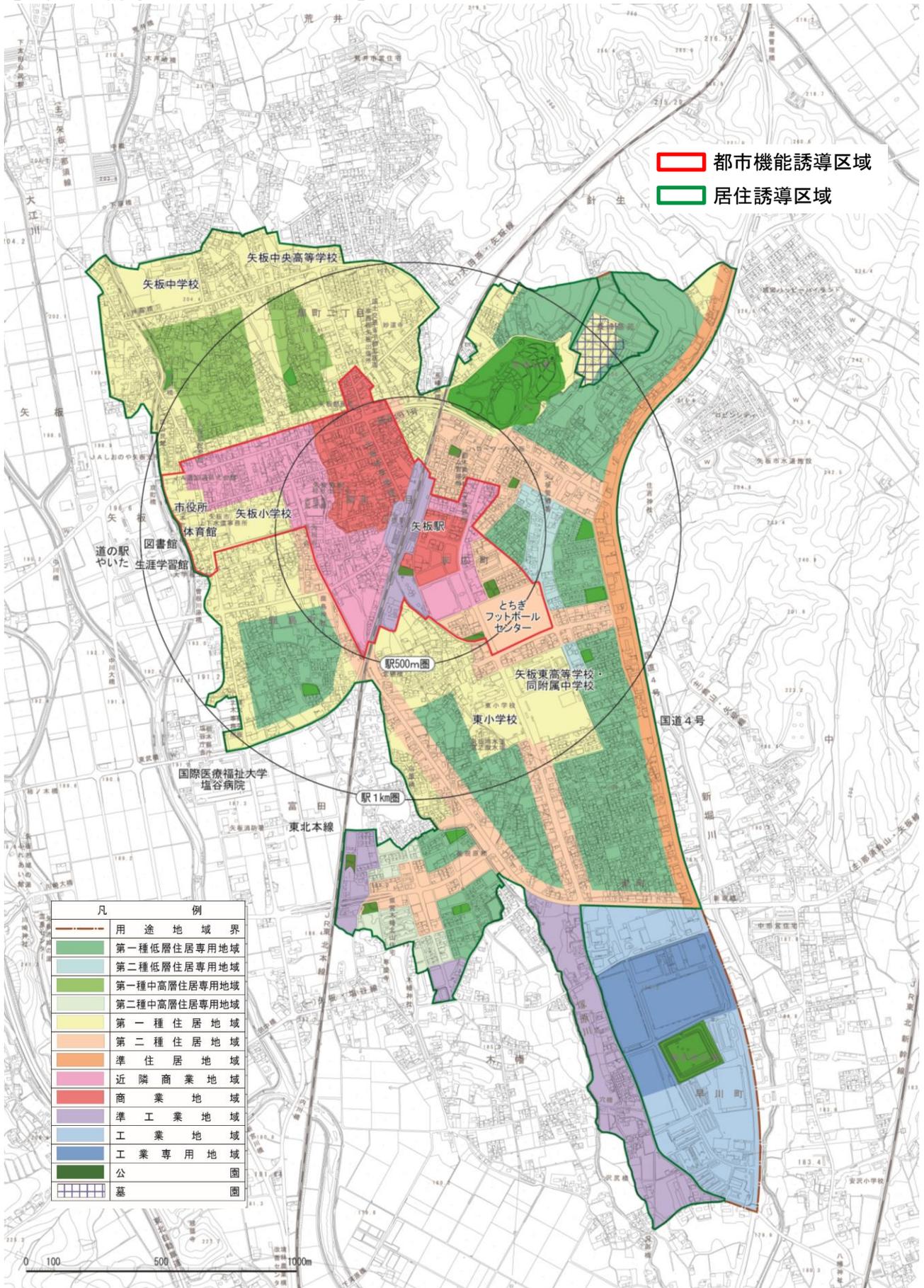
- ・片岡地区の用途地域全域において、駅から徒歩で生活できる規模であることを活かした居住誘導を図るエリア設定とします。
- ・用途地域内に3か所指定されている土砂災害特別警戒区域を除外します。(図上では該当箇所のみ記載、詳細な区域はハザードエリアに準拠)

*72～73 ページ参考図参照

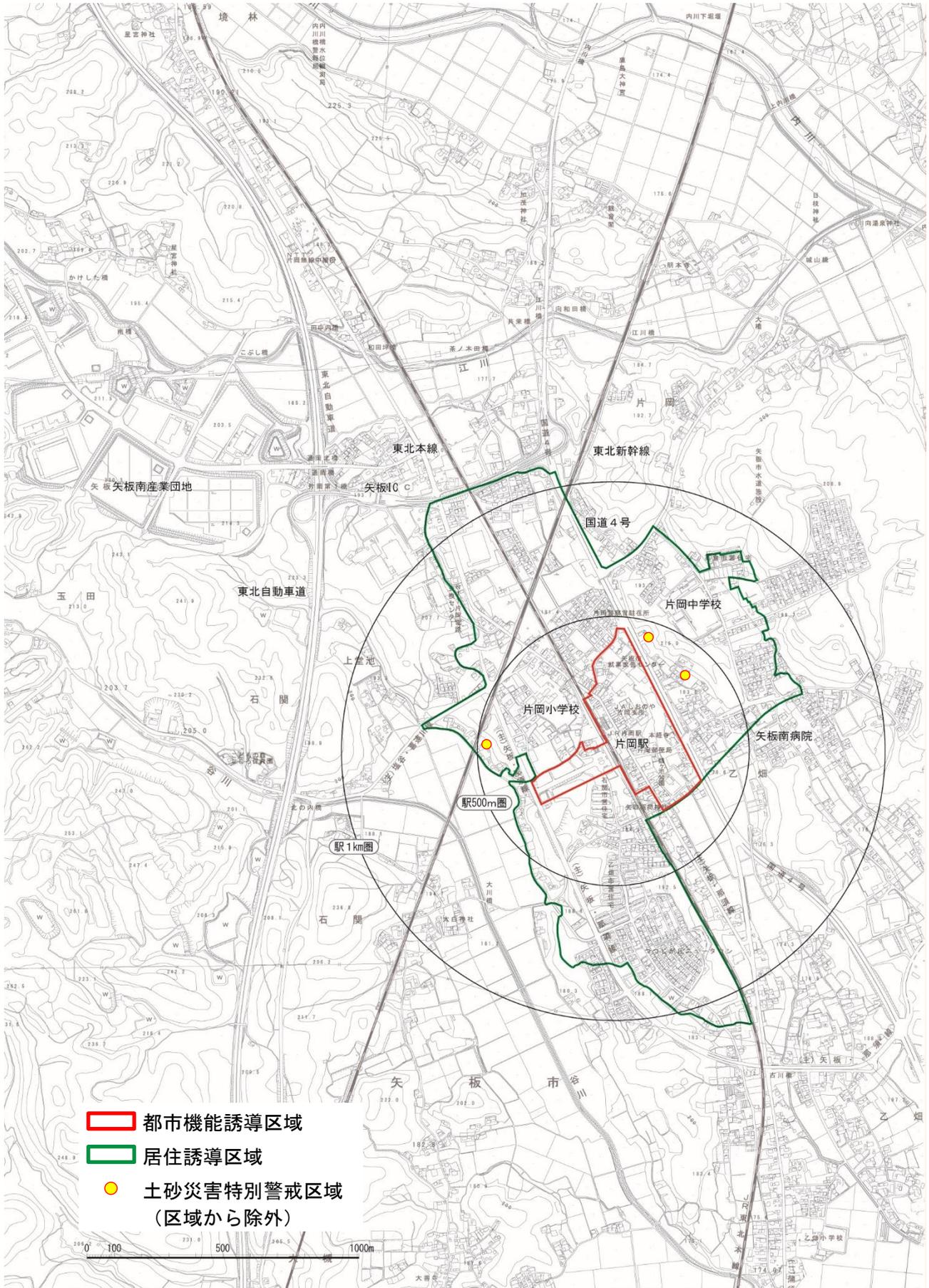
【矢板地区誘導区域】



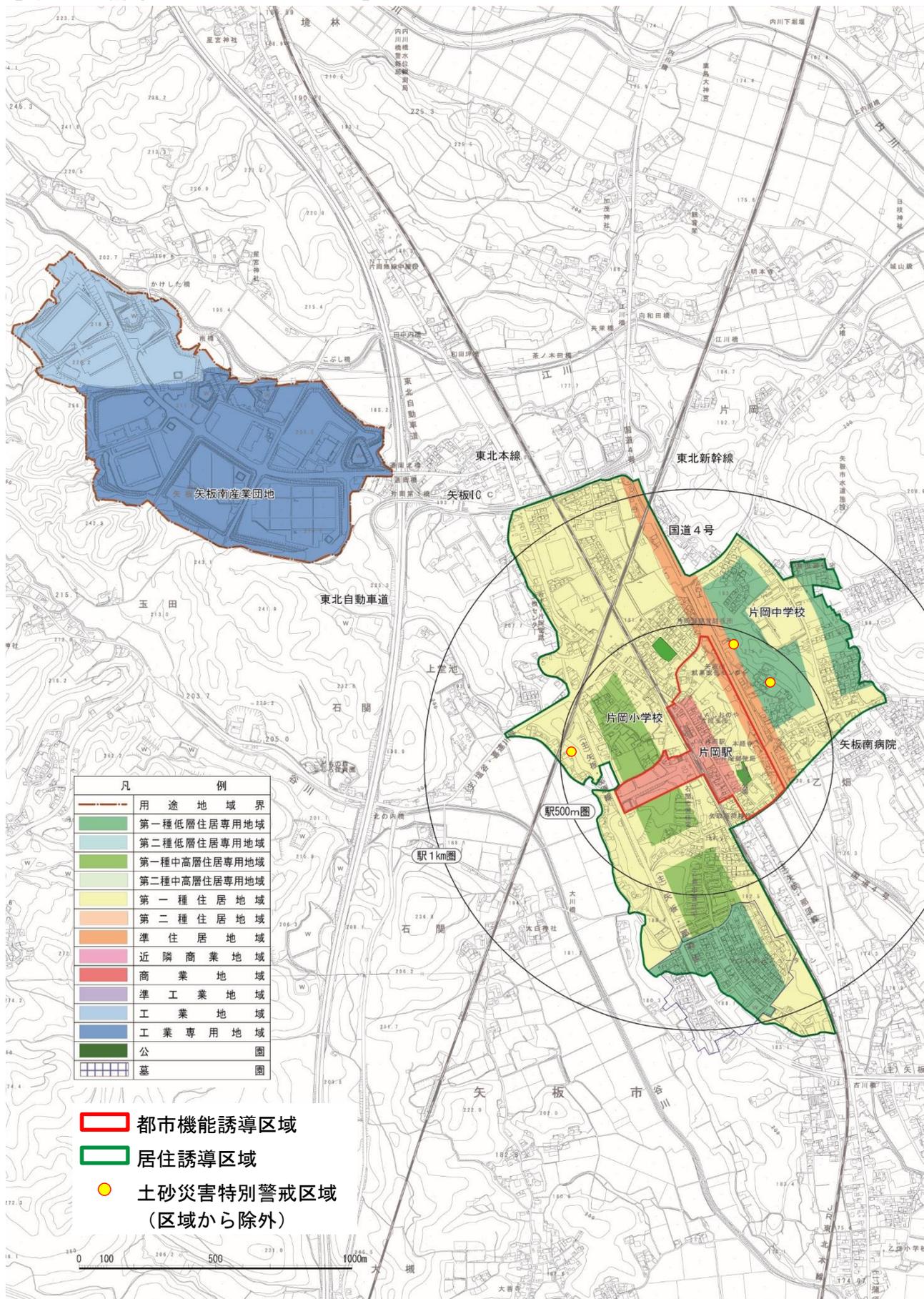
【矢板地区誘導区域：用途地域重ね図】



【片岡地区誘導区域】



【片岡地区誘導区域：用途地域重ね図】



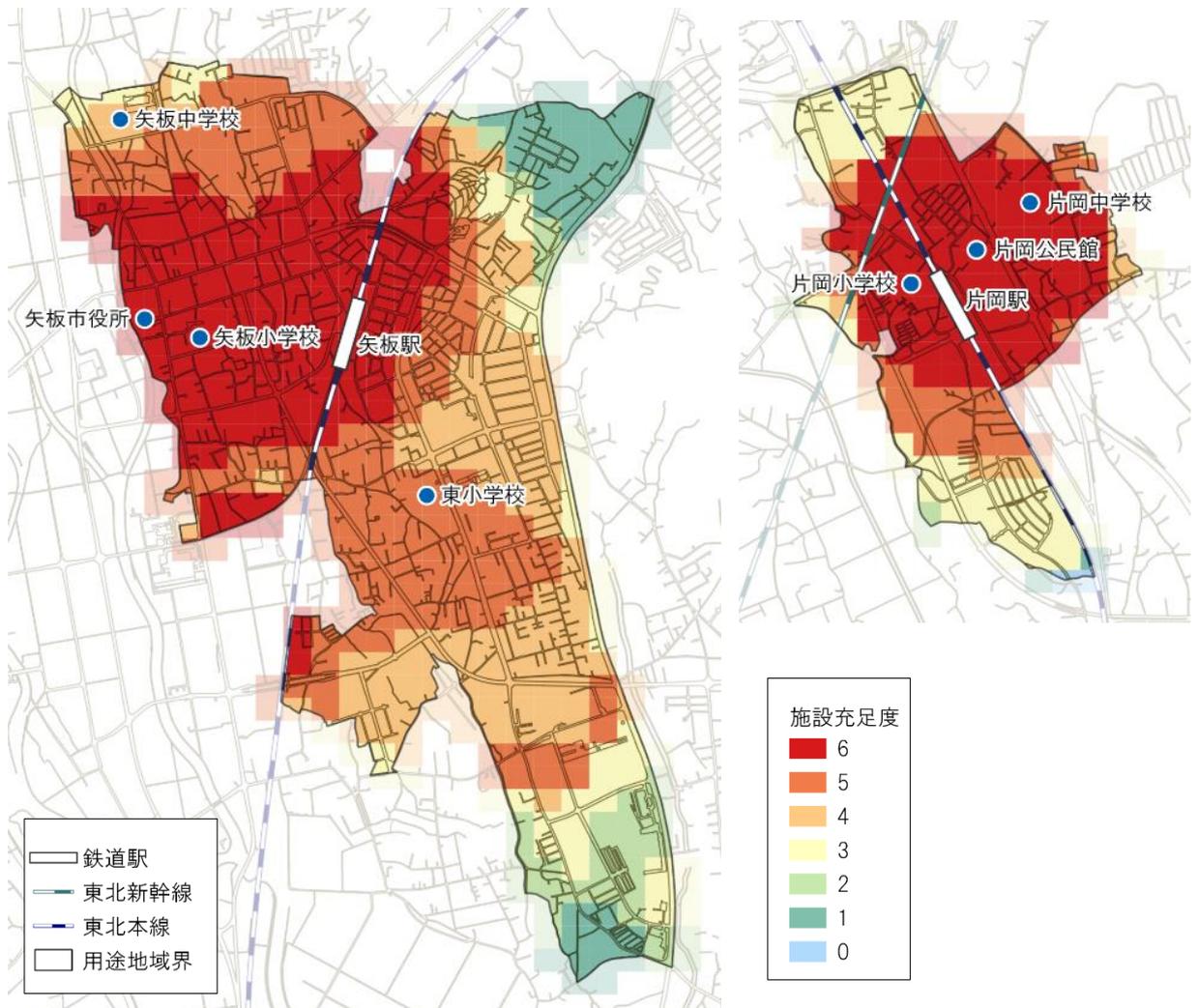
《参考図 1 : 都市機能充足度分析》

都市機能6分類（行政、教育・子育て、商業、医療、福祉、金融）について、用途地域における各施設の立地状況及び徒歩利用圏により充足度を把握します。

- ・用途地域を100メートルメッシュに分割
- ・施設立地状況（25ページ、85ページ）により、各施設の位置からの徒歩圏（半径500メートル）のメッシュ部分に施設分類ごとに1点加算
- ・点数を下図の凡例で着色

分類	施設分類	分類	施設分類
1 行政	市の施設	4 医療	医院・診療所・クリニック 歯科医院
2 教育 子育て	保育所・保育園、認定こども園 小学校、中学校	5 福祉	地域福祉、児童福祉（学童） 障がい福祉、高齢者福祉
3 商業	スーパーマーケット、洋品店 家電量販店、ホームセンター ドラッグストア、コンビニエンスストア	6 金融	金融機関

【都市機能充足度図】

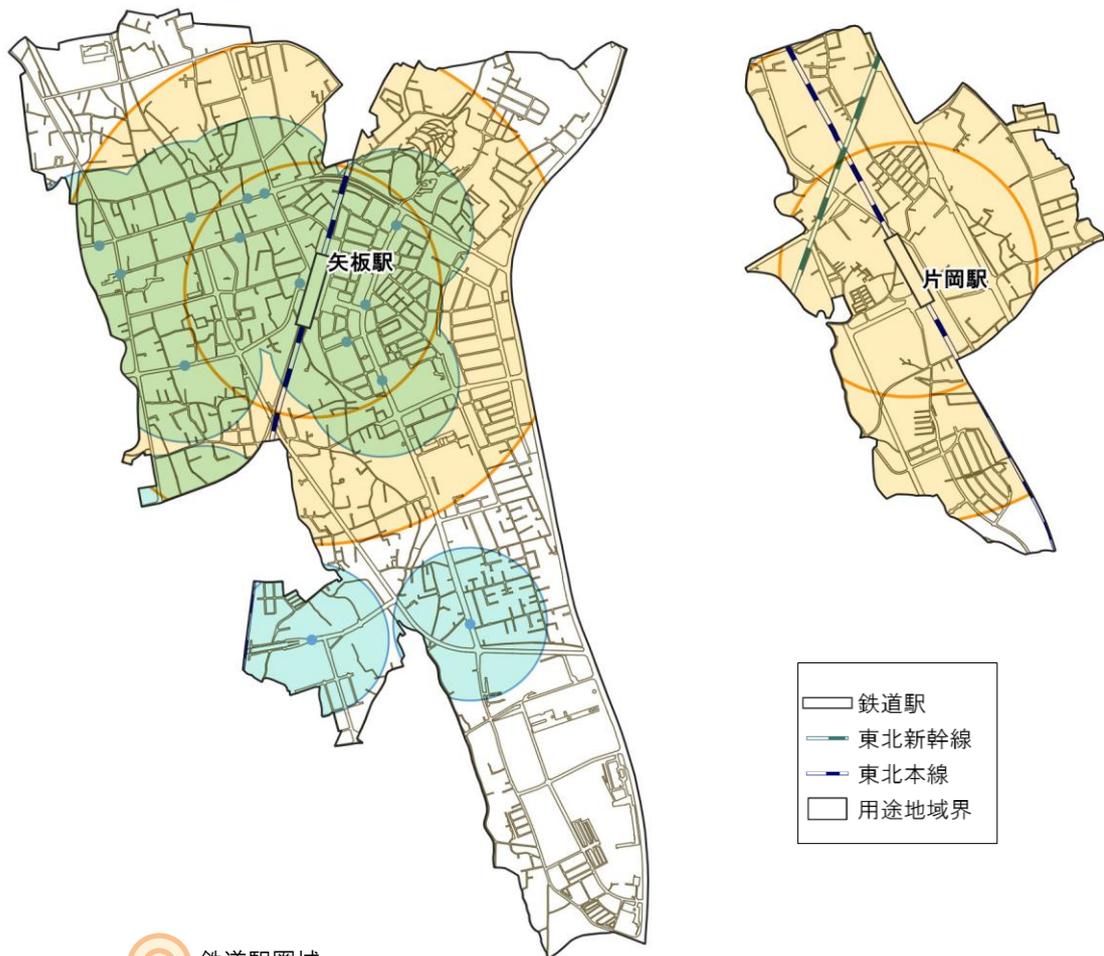


《参考図 2 : 公共交通カバー圏域》

矢板地区においては、都市機能誘導区域において鉄道・路線バス・市営バス（中央部循環路線・デマンド交通）による公共交通利便性が確保されています。地区南部においては、鉄道・バス利用圏域に含まれないエリアが見られるものの、デマンド交通により地区全域の移動環境充実を図り、居住誘導区域としての機能を高めます。

片岡地区においては地区全域において鉄道・市営バス（デマンド交通）による利便性が確保されており、高速道路や国道4号の道路交通網と合わせ、優れた交通環境を活かした都市機能・居住の誘導を図ります。

【公共交通カバー圏域図】



半径 500m
半径 1000m
鉄道駅圏域

半径 300m
バス停圏域

* 鉄道・バスが重なる部分は黄緑になっている

バス停圏域以外はデマンド交通によりカバー
* 矢板地区の中心市街地エリア（右図）は中央部循環路線によりカバー

【中央部循環路線のエリア】



2. 誘導区域の防災指針

(1) 防災指針について

① 対象とする災害リスク

安全・安心に都市活動・生活ができるエリアへの誘導を図るため、「矢板市地域防災計画」及び「矢板市国土強靱化地域計画」と連携しながら、誘導区域内の防災機能確保に向けた指針を設定します。

災害リスクについては、矢板市ハザードマップ等において位置付けられ、リスクの状況及び避難場所等が把握できる水災害及び土砂災害を対象とします。

② 誘導区域におけるハザードエリア等の取り扱い

想定される災害リスクのうち、水災害・土砂災害の「イエローゾーン」については、都市計画運用指針において、防災・減災対策の明記を条件に誘導区域への位置付けが可能となります。

水災害のハザードエリアが指定されている矢板地区において、市役所周辺の公共施設集積地や矢板中学校、それら周辺の住宅等が立地するエリアが含まれ、都市機能及び居住の誘導において除外することが困難であるため、「矢板市地域防災計画」「矢板市国土強靱化地域計画」と連携した防災指針を位置付け、誘導区域に含むものとします。

このほか、片岡地区の土砂災害警戒区域、大規模盛土造成を含めたハザードエリアについて、下表のとおり取り扱います。

【ハザードエリア等について】

	分類	内 容	取り扱い
水災害	洪水浸水 想定区域	イエローゾーン 都市計画運用指針：災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住誘導が適当ではないと判断される場合、原則として居住誘導区域に含まない。居住誘導区域に含む場合は、防災指針において災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明記。	誘導区域に含む
	家屋倒壊等 氾濫想定区域		
	土砂災害 警戒区域		
土砂災害	土砂災害 特別警戒区域	レッドゾーン 都市計画運用指針：原則として居住誘導区域に含まない。	誘導区域から除外
	大規模盛土 造成地	大規模盛土造成の存在周知と防災意識を高めるため県が公表するもの。(県・市町の調査により危険な事象は確認されていない)	誘導区域に含む

(2) 災害リスクの現状と課題

① 洪水浸水想定区域：想定最大規模

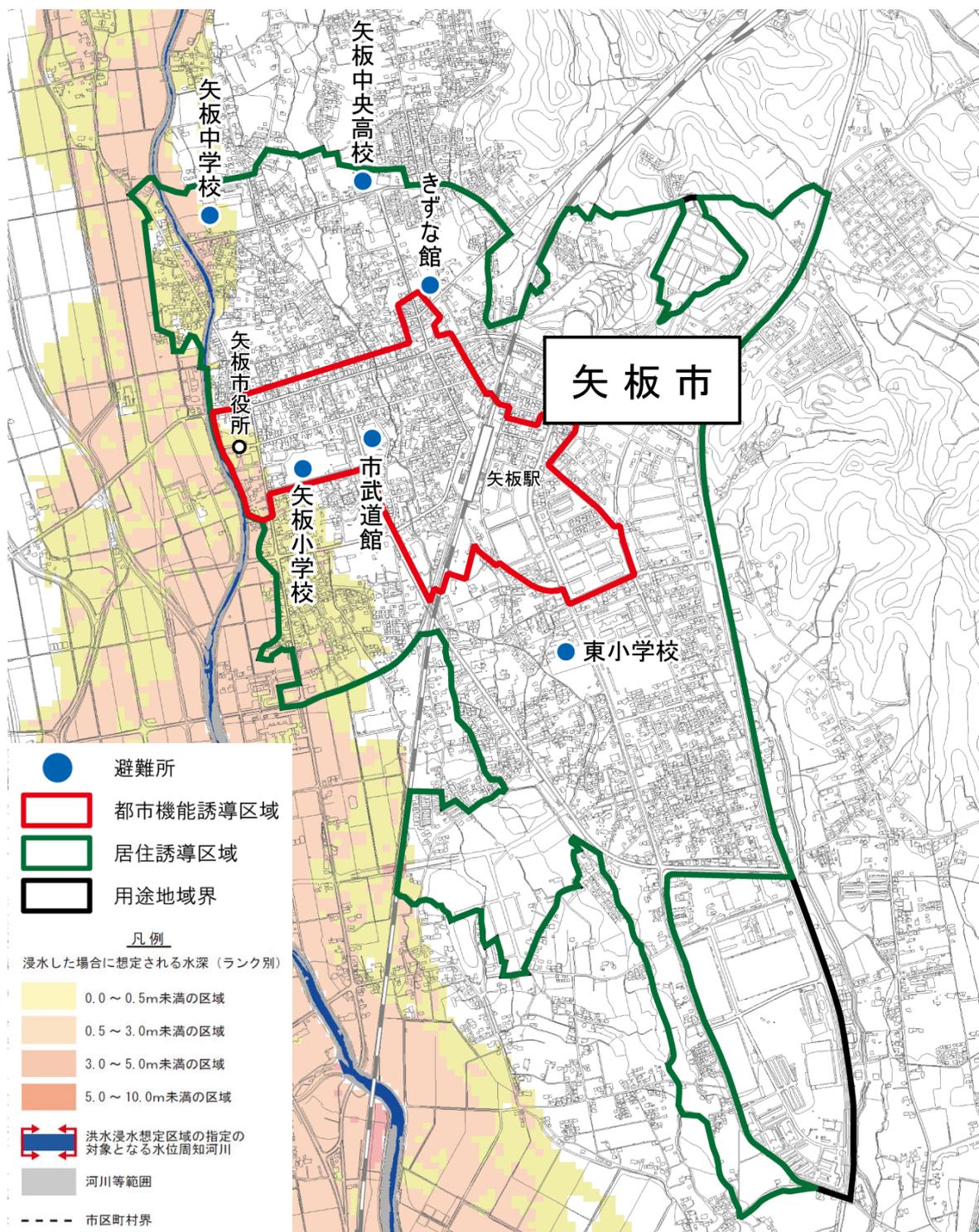
洪水浸水想定区域：想定最大規模は、想定最大規模(*)の降雨に伴い発生する洪水により内川が氾濫した場合の浸水の状況を予測したものです。

市役所庁舎周辺の公共施設等の集積地とその南側の住宅・店舗等が立地するエリア、矢板中学校とその南側の住宅等が立地するエリア、木幡地区の一部が水深3m未満の区域に含まれ、都市機能と居住の両面において水災害対策による安全・安心な環境づくりのためリスクの低減が必要です。

*年超過確率1/1000(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/1000(0.1%))の降雨

*区域指定の前提となる降雨：内川流域の24時間総雨量655mm

【内川洪水浸水想定区域図：想定最大規模】



② 内川洪水浸水想定区域図：計画規模

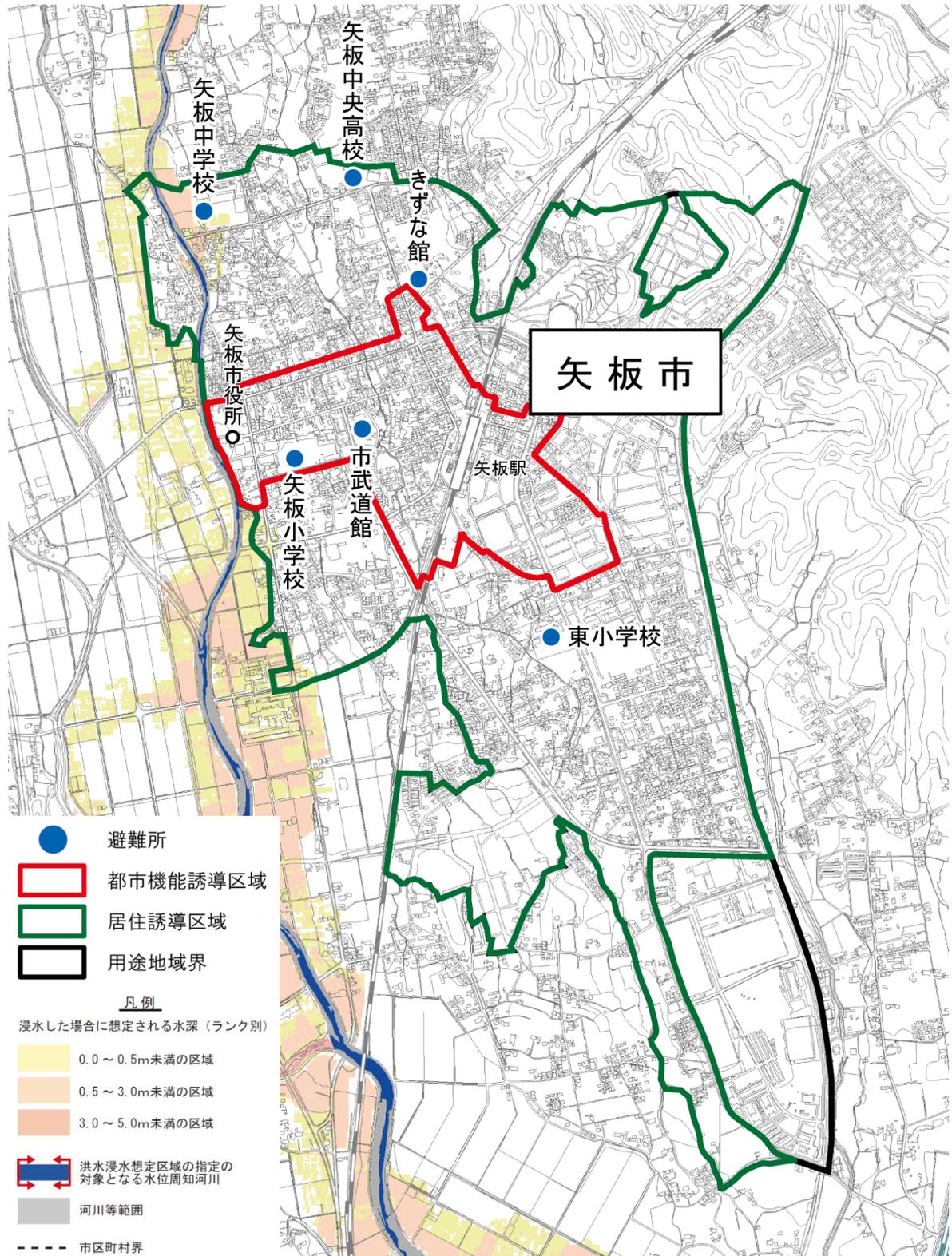
洪水浸水想定区域：計画規模は、洪水防御に関する計画の基本となる確率(*)の降雨に伴い発生する洪水により内川が氾濫した場合の浸水の状況を予測したものです。

想定最大規模の洪水浸水想定区域からは縮小されますが、矢板中学校周辺等の一部には水深3m未満の区域が見られることから、①と同様に水災害リスクの低減が必要です。

*年超過確率1/100(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100(1%)の降雨

*区域指定の前提となる降雨：内川流域の24時間総雨量290mm

【内川洪水浸水想定区域図：計画規模】

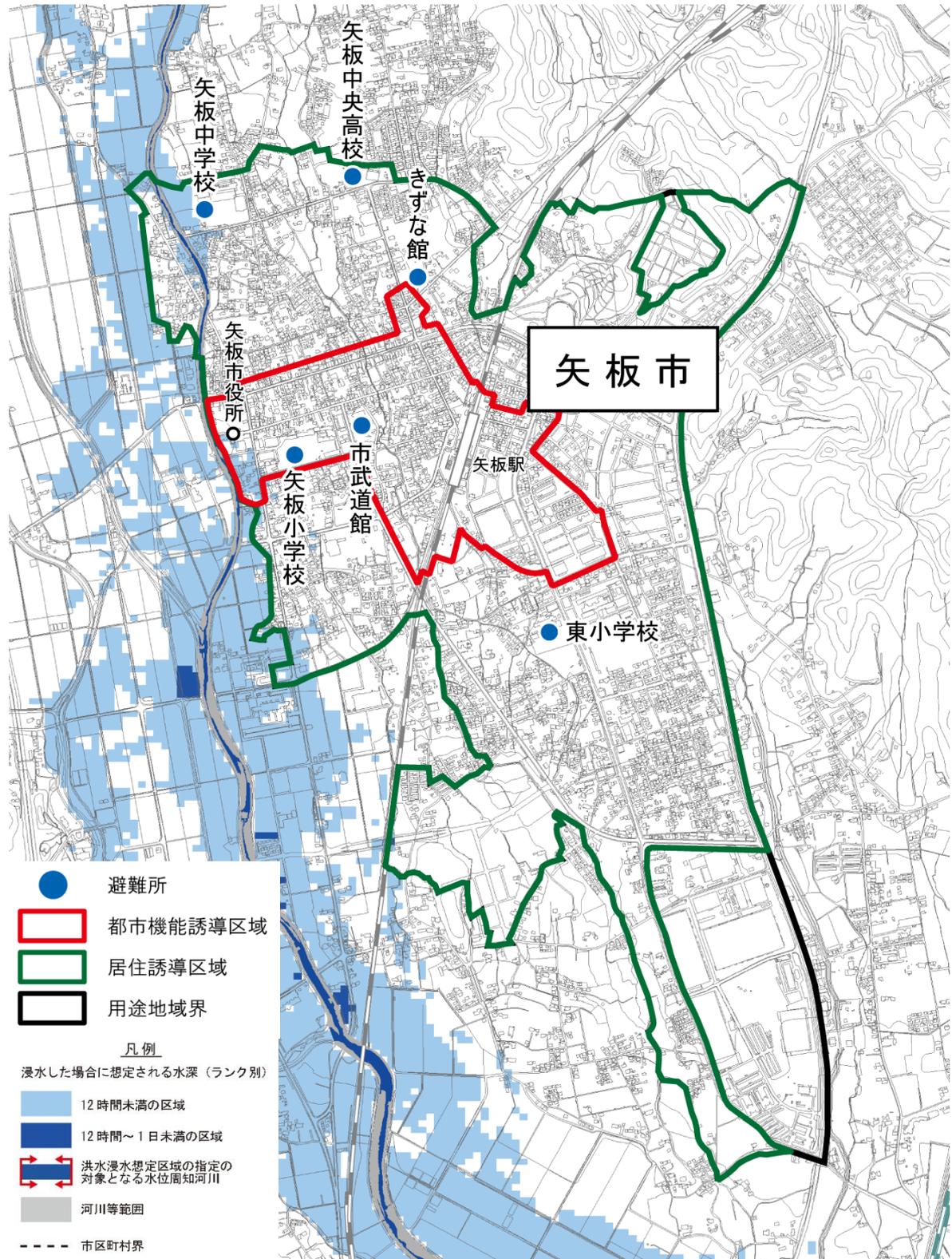


③ 洪水浸水想定区域図：浸水継続時間

洪水浸水想定区域：浸水継続時間は、内川が氾濫した場合に一定の浸水深に達してからその浸水深を下回るまでの時間を示すもので、屋内での待機時間の判断などに役立てられます。

誘導区域内の洪水浸水想定区域においては、市役所や矢板中学校周辺等の一部を除きおおむね 12 時間以内には浸水が収まると予測されますが、避難場所の確保や迅速な避難体制等の備えを十分に行うなど、安全・安心な環境づくりのためリスクの低減が必要です。

【内川洪水浸水想定区域図：浸水継続時間】

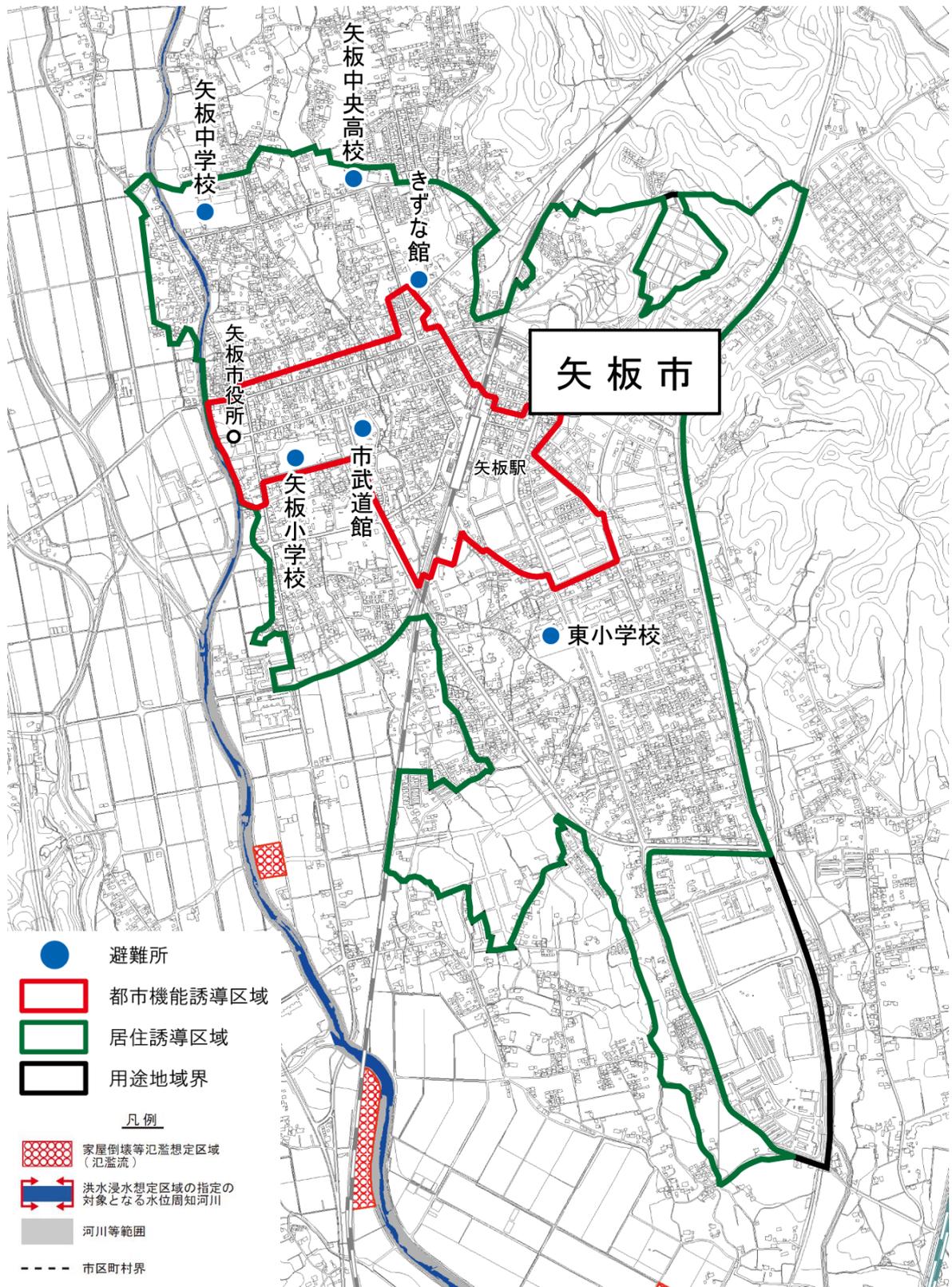


④ 洪水浸水想定区域：家屋倒壊（氾濫流）

家屋倒壊等氾濫想定区域：氾濫流は、洪水により内川が氾濫した場合に、堤防の決壊又は洪水氾濫流により木造家屋が倒壊する恐れがある区域です。

誘導区域内において該当するエリアは見られませんが、近年の激甚化する自然災害を踏まえ、家屋の安全性や迅速な避難体制の確保等について十分に配慮する必要があります。

【内川洪水浸水想定区域図：家屋倒壊（氾濫流）】

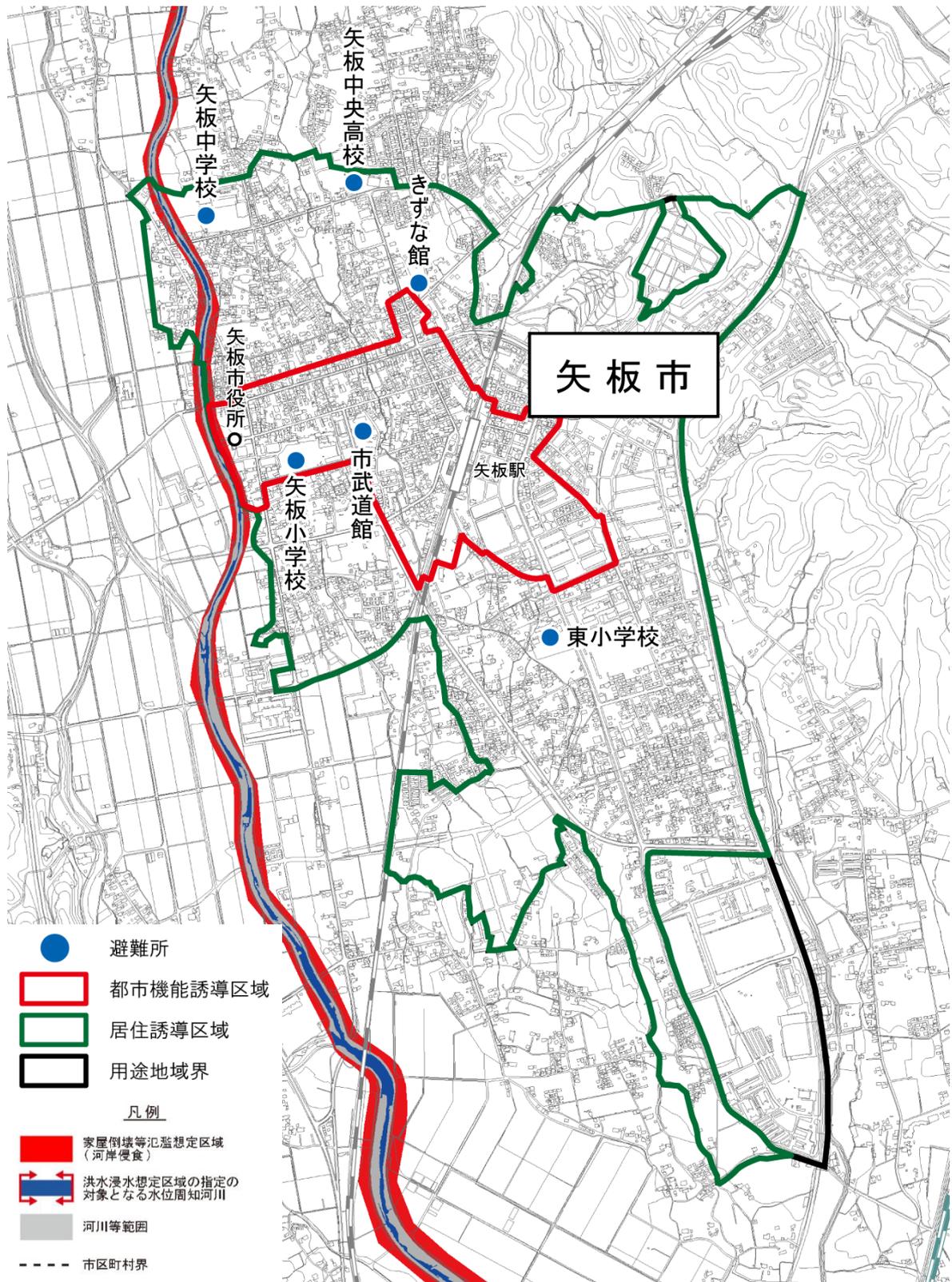


⑤ 洪水浸水想定区域：家屋倒壊（河岸侵食）

家屋倒壊等氾濫想定区域：河岸侵食は、洪水により内川が氾濫した場合の河岸侵食（堤防等の河岸が削られること）の幅を予測したもので、木造・非木造に関わらず家屋が倒壊する恐れがある区域です。

内川沿いに区域設定がなされており、区域及び周辺に住宅等が立地していることから、河川管理者と連携しながらリスクの低減が必要です。

【内川洪水浸水想定区域図：家屋倒壊（河岸侵食）】



⑥ 土砂災害リスク

片岡地区には土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）が指定されており、土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域から除外したものの、土砂災害警戒区域においても土砂災害の発生や被害拡大リスクの低減が必要です。

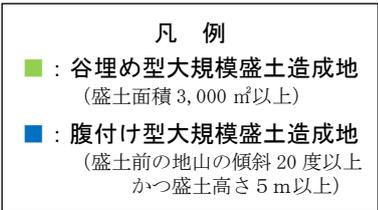
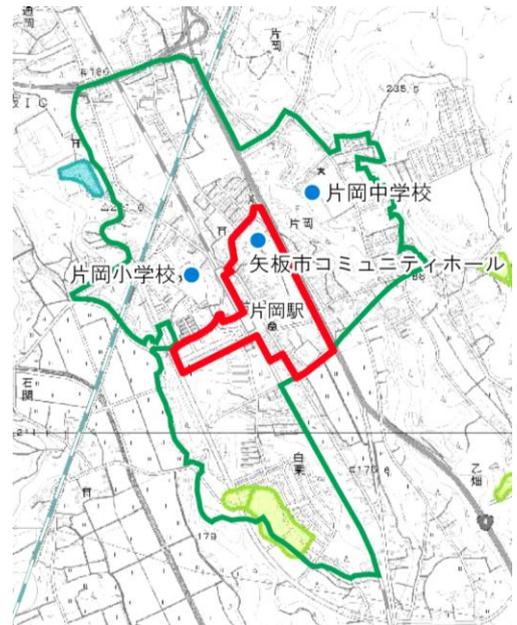
矢板地区、片岡地区とも、住居系の開発や分譲が行われたエリアにおいて大規模土地造成地が見られ、現状で危険性は確認されていない状況にあります。今後とも県と連携しながら安全な生活基盤の維持を図る必要があります。

【土砂災害警戒区域等】

* 片岡地区（再掲）



【大規模土地造成地の状況】



⑦ 居住誘導区域における災害リスク

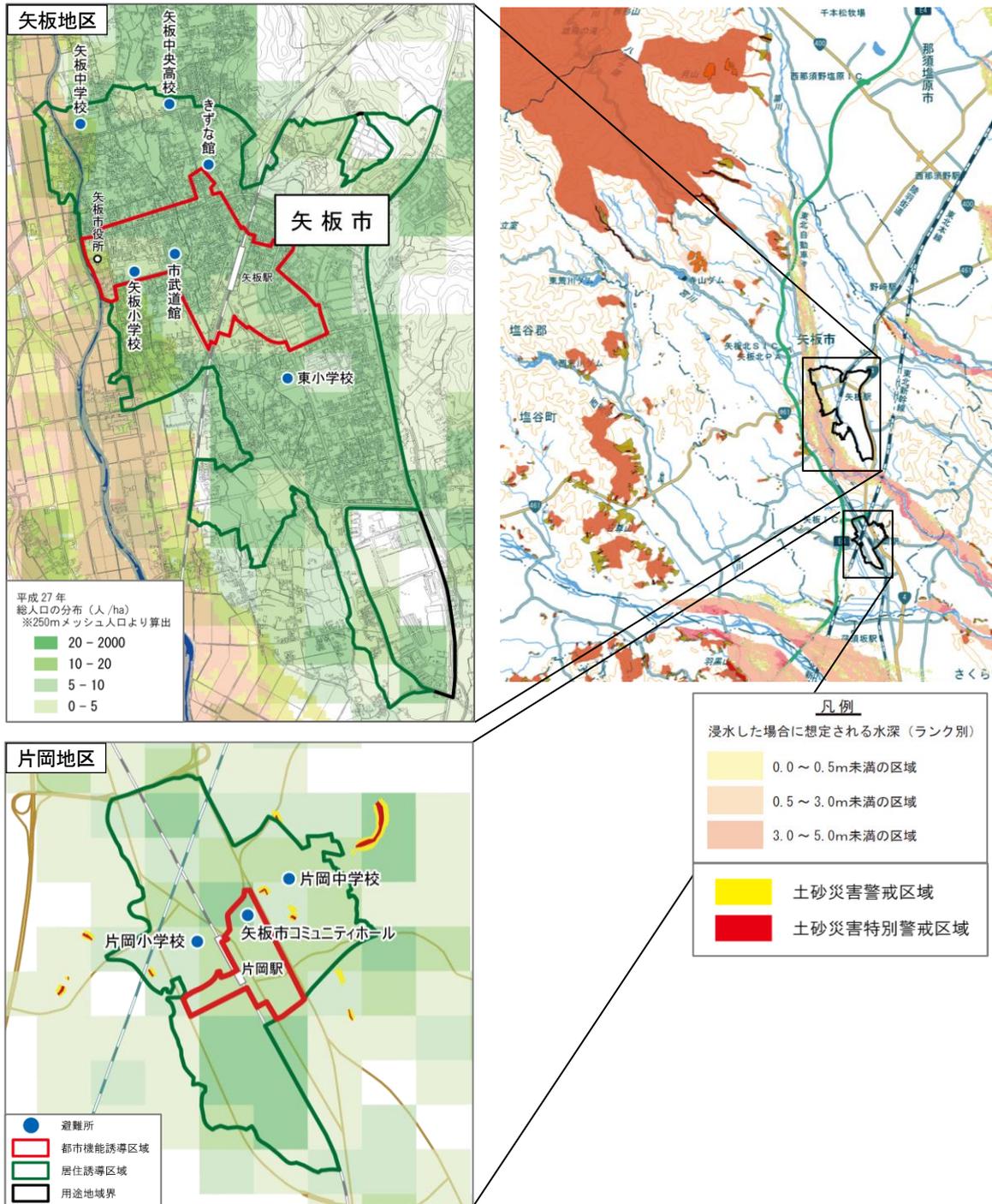
居住誘導区域における災害リスクは下図のとおりです。

地区別には、矢板地区における洪水浸水のリスク、片岡地区における土砂災害のリスクが想定されています。

なお、上記以外の災害リスク(*)については区域指定がない状況です。

*洪水想定浸水区域(内水)、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、過去の浸水履歴、災害危険区域、浸水被害防止区域

【災害リスクと人口分布の状況】



(3) 誘導区域の防災指針

ハザードエリアの現状・課題を踏まえ、「矢板市地域防災計画」「矢板市国土強靱化地域計画」との連携により、誘導区域の防災機能の確保に向けた取組を進めます。

【防災機能確保の取組方針】

	分類	取組方針
水災害	洪水浸水想定区域	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所等の公共施設集積地における浸水被害対策の実施。 ・区域に含まれる住宅・店舗等の安全・安心な環境の確保。 ・避難体制等の災害時における安全確保のための対策。 【取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画との連携による施設改修等における安全性の確保。 ・国土強靱化計画における事前予防として都市整備部門が担う安全性の確保。 ・地域防災計画との連携による災害時の安全確保。
	家屋倒壊等氾濫想定区域	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・内川沿いの区域指定部分及び周辺の安全・安心な環境づくり。 ・河川・堤防等の安全対策。 【取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画との連携による災害時の安全確保。 ・空き家・空き店舗等の安全性の確保。 ・河川改修や河川周辺の安全な環境の確保。
土砂災害	土砂災害警戒区域	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・片岡地区における土砂災害の発生・拡大の防止。 【取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・区域内及び周辺の土砂災害対策及び都市基盤整備。 ・地域防災計画との連携による災害時の安全確保。
	大規模盛土造成地	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・住居系開発地の造成部分における安全性の維持。 【取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の造成地盤や擁壁等の適正な維持・管理、安全性の確認。 ・地域防災計画との連携による災害時の安全確保。

◁ ▷ 防災に関する部門との連携による推進

	取組（本計画と関連する主な項目を抜粋）
矢板市地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくり（災害に強い都市整備の計画的推進、災害に強い都市構造の形成、治水・砂防・治山対策の実施等） ・水防体制の整備（洪水浸水想定区域における対策等） ・避難体制の整備（避難所の整備、避難実施・誘導體制の整備等） ・防災拠点の整備（防災拠点・防災機能を有する都市公園の整備等）
矢板市国土強靱化地域計画	<ul style="list-style-type: none"> ・河川などの治水・防災対策（河川管理施設等の水害予防対策、河川の改修や氾濫対策等） ・上水道・下水道施設の災害対策（上下水道施設の修繕・更新等） ・道路・橋梁の防災、減災対策（道路冠水対策、道路の修繕・更新、橋梁長寿命化修繕の推進等） ・老朽空き家対策（管理不全空き家の適正管理、不良住宅の解体費補助等） ・都市への災害リスクの把握・対策（洪水浸水想定区域における対策、災害リスクの把握等） ・災害活動拠点や避難所などの確保・運営（公共建築物の改修・整備等） ・社会資本の老朽化対策（公共建築物の老朽化対策、橋梁長寿命化修繕の推進、道路・上下水道施設の修繕・更新等）

取組方針に基づく具体的な取組内容とその成果となる目標値を設定します。

なお、取組内容は地域防災計画及び国土強靱化地域計画と整合させており、目標値は本計画と連動したものとします（個別取組の成果は国土強靱化地域計画所載の指標に準拠）。

【防災機能確保の取組】

短期：概ね5年 中期：概ね10年以内 長期：10年以上（20年を目安とする） 継続：短期での継続的な見直し

	分類	取組内容	実施主体	実施時期
水災害	洪水浸水想定区域	公共施設等総合管理計画との連携による施設改修等における安全性の確保	市	短期～長期
		市役所庁舎の水害対策・災害対策本部機能の強化	市	短期～長期
		都市整備部門が実施する安全な都市基盤（道路冠水対策、道路修繕・更新）や防災公園等の確保	市	中期～長期
		地域防災計画との連携による避難場所・避難体制の確保	市・市民・事業者	短期（継続）
		被害発生のおそれが高い箇所における対策工事（冠水喚起看板の設置、設備や排水路の点検等）の推進	市	短期～長期
	家屋倒壊等氾濫想定区域	地域防災計画との連携による避難場所・避難体制の確保	市・市民・事業者	短期（継続）
		空き家・空き店舗等の適正な維持管理	市・市民・事業者	短期～長期
		栃木県流域治水プロジェクトの推進（雨水流出抑制施設の整備・推進）	県・市・市民・事業者	短期～長期
		内川の河積断面確保等の治水対策の促進	県	短期～長期
		河川周辺の安全な都市基盤整備の推進	県・市	中期～長期
土砂災害	土砂災害警戒区域	区域内の土砂災害対策（崩壊防止工事等）	県・市	短期～長期
		区域周辺の都市基盤整備（道路整備、防災公園整備、上下水道の維持管理等）	市	短期～長期
		地域防災計画との連携による避難場所・避難体制の確保	市・市民・事業者	短期（継続）
		防災工事、家屋の移転等に対する公的助成制度の活用（がけ近接等危険住宅移転事業：国土交通省等）	国・県・市	短期～長期
	大規模盛土造成地	県と連携したモニタリングによる安全性の確認	県・市	短期～長期
		地域防災計画との連携による避難場所・避難体制の確保	市・市民・事業者	短期（継続）
共通	防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの改訂	市・市民	中期	
	水災害・土砂災害のリスク把握・周知	市	短期～長期	
	空き家・空き地等の適正な維持・管理（所有者への適正管理指導、解体費補助等）	市・市民・事業者	短期～長期	

【防災に関する取組の目標値】

目標値	基準年次 平成27年(2015)	目標年次 令和22年(2040)
上記取組を着手した居住誘導区域に居住する人口の割合	95% (*)	100%

*居住誘導区域においてハザードエリア以外に居住する人口の割合（ハザードマップ・住宅地図より図上計測）

3. 誘導施設

矢板地区、片岡地区の各市街地が目指すまちづくりを踏まえ、都市機能誘導区域における誘導施設を設定します。

地区ごとの位置付け・役割（矢板地区：市全体の都市活動の中心、片岡地区：交通利便性に優れた居住拠点）と既存の施設立地（86 ページ参照）を勘案し、「既存機能の維持・充実」及び「地区に不足する機能の誘導」の視点から設定します。

【地区別の誘導施設】

○：維持・充実 □：誘導

		矢板地区	片岡地区	誘導方針
行政	行政施設	○		・ 矢板地区の市役所を維持
	コミュニティセンター・公民館	○	○	・ 地区ごとに機能を確保
	図書館	○		・ 矢板地区の図書館を維持
教育 子育て	保育所・保育園	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	認定こども園	○		・ 矢板地区の施設の維持
	児童福祉（学童）	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	小学校	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	中学校	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	高等学校	○		・ 矢板地区の既存施設の維持
商業	大規模店舗 (家電量販店、ホームセンター、 大規模なドラッグストア等)	○	□	・ 矢板地区の既存施設の維持 ・ 片岡地区における機能の確保
	スーパーマーケット	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	その他店舗 (小規模なドラッグストア等)	○	□	・ 矢板地区の既存施設の維持 ・ 片岡地区における機能の確保
	コンビニエンスストア	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
医療	医院・診療所・クリニック 歯科医院、調剤薬局	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
福祉	障がい福祉	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	高齢者福祉	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
金融	金融機関	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持

【誘導施設の定義】 *根拠法が異なり細分化される施設があるため前ページ例示等と完全に一致しない

		定 義	
行政	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設	
	コミュニティセンター	地域の拠点として生涯学習・文化・交流等のコミュニティ活動を支える施設	
	公民館	社会教育法第20条に規定する公民館	
	図書館	図書館法第2条に規定する図書館	
教育・子育て	幼稚園、小学校、中学校	学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校	
	保育園	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所	
	その他支援施設	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業を行う施設
		認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	児童館	児童福祉法第40条に規定する児童館等	
商業	大型商業店舗	大規模小売店立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗、複合店舗含む）	
	スーパーマーケット	大規模小売店立地法第2条第2項に規定する店舗面積300㎡以上の商業施設で生鮮食料品等を扱う商業施設（共同店舗、複合店舗含む）	
	コンビニエンスストア	食品や日用雑貨など多数の品種を扱う小規模な店舗	
	食料品小売店 美容室・理容室 洋服店、飲食店	大規模商業店舗、スーパーマーケットより小規模な施設で、左記に例示する業務等を行う商業施設	
医療	医院・診療所・クリニック 歯科医院	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所	
	調剤薬局	医療法第1条の2に規定する調剤薬局	
福祉	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3、第29条第1項に規定する施設	
	障がい者福祉施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条に規定する施設	
金融	銀行	銀行法第2条に規定する銀行	
	農協（JAバンク）	農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの	
	信用金庫、信用協同組合、 労働金庫	信用金庫法に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合、労働金庫法に規定する労働金庫	
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局	

【参考：地区別の施設立地状況】

